

1. いじめの認知件数と解消件数

	児童生徒数	いじめの認知について						いじめの解消について		
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	比較	認知率	(1)解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2)解消に向けて 取組み中	(3)その他
松伏小	713	178	206	274	224	-50	31.4%	179	45	0
金杉小	180	13	60	83	61	-22	33.9%	52	9	0
松二小	364	28	115	109	90	-19	24.7%	68	22	0
小学校合計	1257	219	381	466	375	-91	29.8%	299	76	0
松伏中	255	1	8	12	13	+1	5.1%	9	4	0
松二中	514	19	23	66	57	-9	11.1%	51	6	0
中学校合計	769	20	31	78	70	-8	9.1%	60	10	0
松伏町合計	2026	239	412	544	445	-99	22.0%	359	86	0

※ いじめが「解消している」状態

①いじめに係る行為の解消:被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2. いじめの認知件数の学年別内訳

	学年別						合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
松伏小	52	29	39	30	40	34	224
金杉小	12	5	4	6	26	8	61
松二小	28	19	10	10	11	12	90
小学校合計	92	53	53	46	77	54	375
松伏中	5	3	5				13
松二中	29	20	8				57
中学校合計	34	23	13				70

3. いじめの態様(複数回答可)

No.	項目	小学校合計	中学校合計	松伏町合計	割合	昨年度の割合
1	冷やかしやからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる。	223	48	271	<u>50.2%</u>	43.6%
2	仲間はずれ, 集団による無視をされる。	28	3	31	5.7%	8.0%
3	軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをしてたたかれたり, 蹴られたりする。	75	9	84	15.6%	19.4%
4	ひどくぶつかられたり, たたかれたり, 蹴られたりする。	30	1	31	<u>5.7%</u>	4.4%
5	金品をたかられる。	3	0	3	0.6%	0.9%
6	金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。	14	3	17	3.1%	3.8%
7	嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。	90	2	92	17.0%	18.0%
8	パソコンや携帯電話等で, ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	7	4	11	<u>2.0%</u>	1.8%
9	その他	0	0	0	0.0%	0.0%

4. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」発生件数

	松伏小	金杉小	松二小	松伏中	第二中	計
発生件数	0	0	0	0	0	0

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。